

【市独自】令和4年度 住民税均等割のみ課税世帯に対する給付金申請方法

令和4年度住民税均等割のみ課税世帯に対する給付金
(5万円/1世帯)の受給には次の手続きが必要です

申請手続方法

1. 同封の住民税均等割のみ課税世帯に対する給付金支給要件確認書の内容を確認ください。
2. 同封の返信用封筒に確認書(✓済、署名済のもの)を入れて、速やかに返送ください。

(市) 五島市では返送のあった住民税均等割のみ課税世帯に対する給付金支給要件確認書について、振込口座や記入漏れ等がないか内容の確認を行います。

(市) 給付金の支給は、確認書を受理した日から3~4週間後になります。

※確認書の返送がないと給付金の振り込みを行うことができません。
速やかに確認及び返送をお願いします。



五島市で支給対象となる住民税均等割のみ課税世帯について


1. 令和4年9月30日現在で五島市に住民登録されている世帯のみが対象です。
※令和4年10月1日以降に五島市へ転入してきた世帯は今回の住民税均等割のみ課税世帯に対する給付金の対象外となります。
2. 世帯員全員が、「令和4年度住民税均等割のみ課税」の方と「令和4年度住民税非課税である」の方で構成されている世帯。
3. 世帯員全員が、住民税課税となる所得があるのに未申告である方がいない世帯。

※住民税が課税されている他の親族の扶養を受けている者のみで構成されている世帯や、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金(5万円/1世帯)の支給対象となっていない世帯(未支給世帯も含みます)は支給対象外となります。

住民税均等割のみ課税世帯に対する給付金の受付期限は令和5年2月28日までです。

住民税均等割のみ課税世帯に対する給付金問い合わせ先

五島市社会福祉課緊急支援給付金係
受付時間 8:30~17:15 (土日祝日を除く)

 **72-6121 (直通)**



住民税均等割のみ課税世帯に対する給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報」の詐取にご注意ください！



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。